



仙台市及び浜松市における災害時の
相互援助に関する協定に基づく覚書

令和元年6月27日

一般社団法人 仙台建設業協会

一般社団法人 浜松建設業協会

仙台市及び浜松市における災害時の 相互援助に関する協定に基づく覚書

一般社団法人 仙台建設業協会（以下「甲」という。）と、一般社団法人 浜松建設業協会（以下「乙」という。）が締結した「仙台市及び浜松市における災害時の相互援助に関する協定」の各条に定める援助内容等に当たっては、概ね次により取り扱うものとする。

第1条 協定第2条第2項における主たる進行経路、集合場所、宿泊場所等は、次のとおりとする。

主たる進行経路は、甲が乙に向かう際は、東名高速道路を基本とする。乙が甲に向かう際は、東北自動車道及び常磐自動車道を基本とする。

集合場所は、双方の協会とする。

宿泊場所は、仙台においては、ホテル・グリーンライン（仙台市青葉区支倉町1-20）、浜松においては、ホテルくれたけインセントラル浜松（浜松市中区田町224-25）とする。

第2条 協定第4条第1項における第一次出動時、双方とも人員は概ね10人、資機材は一定量の燃料（ガソリン・軽油）、食料、ブルーシート及び、フレコンバッグとする。

燃料の輸送において、甲乙は燃料が集合場所に到着するまでに、最終輸送先を確定しておくものとする。また、燃料の輸送者が安全に帰還するため、援助を受ける側は、その宿泊及び飲食を確保する。

第4条第2項における第二次以降の出動は、概ね1週間交代を基本とする。

第3条 協定第5条における経費のうち、発災から72時間の宿泊費においては、援助する側が負担するものとし、宿泊場所（ホテル）との契約では、援助を受ける側が保証する。

第4条 協定第6条において、甲の契約主は、杜の都建設協同組合、乙の契約主は、浜松地区建設事業協同組合とし、それぞれが災害時の協定を締結している行政と請負契約を締結し、援助する側の組合がその下請け者となる。

第5条 協定第9条における情報交換会は、双方の定時総会后速やかに仙台、浜松いずれかの場所で開催し、状況の変化に応じ協定又は覚書の改訂を行う。

第6条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

第7条 本覚書は、覚書締結の日からその効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続する。

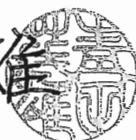
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年6月27日

上記のとおり確認する。


甲 一般社団法人 仙台建設業協会

事務局長

青田茂雄 

乙 一般社団法人 浜松建設業協会

事務局長

宮松計策 



仙台市及び浜松市における災害時の
相互援助に関する協定に基づく覚書

令和元年6月27日 締結
令和2年6月 5日 改定

一般社団法人 仙台建設業協会

一般社団法人 浜松建設業協会

仙台市及び浜松市における災害時の 相互援助に関する協定に基づく覚書

一般社団法人 仙台建設業協会（以下「甲」という。）と、一般社団法人 浜松建設業協会（以下「乙」という。）が締結した「仙台市及び浜松市における災害時の相互援助に関する協定」の各条に定める援助内容等に当たっては、概ね次により取り扱うものとする。

第1条 協定第2条第2項における主たる進行経路、集合場所、宿泊場所等は、次のとおりとする。

主たる進行経路は、甲が乙に向かう際は、東名高速道路を基本とする。乙が甲に向かう際は、東北自動車道及び常磐自動車道を基本とする。

集合場所は、双方の協会とする。

宿泊場所は、仙台においては、ホテル・グリーンライン（仙台市青葉区支倉町1-20）、浜松においては、ホテルくれたけインセントラル浜松（浜松市中区田町224-25）とする。

第2条 協定第4条第1項における第一次出動時、双方とも人員は概ね10人、資機材は一定量の燃料（ガソリン・軽油）、食料、ブルーシート及び、フレコンバッグとする。

燃料の輸送において、甲乙は燃料が集合場所に到着するまでに、最終輸送先を確定しておくものとする。また、燃料の輸送者が安全に帰還するため、援助を受ける側は、その宿泊及び飲食を確保する。

第4条第2項における第二次以降の出動は、概ね1週間交代を基本とする。

第3条 協定第5条の72時間については、午前中に現地到着した場合は、当日を含む3日間、午後には到着した場合は、当日を含む4日間と取り扱うものとする。

第4条 協定第5条における経費のうち、発災から72時間の宿泊費においては、援助する側が負担するものとし、宿泊場所（ホテル）との契約では、援助を受ける側が保証する。

第5条 協定第6条において、甲の契約主は、杜の都建設協同組合、乙の契約

主は、浜松地区建設事業協同組合とし、それぞれが災害時の協定を締結している行政と請負契約を締結し、援助する側の組合がその下請け者となる。

ただし、浜松においては、浜松地区建設事業協同組合に代わり、浜松市と浜松建設業協会による「災害時における応急対策業務に関する協定書」第3条の災害応急対策協力者も、請負契約を締結できるものとする。

第6条 協定第9条における情報交換会は、双方の定時総会后速やかに仙台、浜松いずれかの場所で開催し、状況の変化に応じ協定又は覚書の改訂を行う。

第7条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

第8条 本覚書は、覚書締結の日からその効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年6月5日

上記のとおり確認する。

甲 一般社団法人 仙台建設業協会

事務局長

青田茂雄



乙 一般社団法人 浜松建設業協会

事務局長

宮松計策

